

○総務省令第五十九号

自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第二条の二第二項の規定に基づき、自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

総務大臣 高市 早苗

自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則 〔1〕4 略</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和二年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>6 令和元年度及び令和二年度における法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の法第四十五條第一項又は第三項の規定により自動車税を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第六十二條の規定により自動車税を免除したものを除く。）の台数により行うものとする。</p> <p>7 〔略〕</p>	<p>附則 〔1〕4 同上</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から平成三十二年までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。